

議事日程（第４号）

平成２３年６月２８日（火）午後３時開議

１．出席議員は、次のとおりである。

１番 高橋道弘君	２番 高橋真一郎君	３番 嶋原利光君
４番 高橋道也君	５番 菅野清一君	６番 齋藤博美君
７番 昆久美子君	８番 菅野意美子君	９番 新関善三君
１０番 黒沢敏雄君	１１番 三浦浩一君	１２番 五十嵐謙吉君
１３番 石河清君	１４番 遠藤宗弘君	１５番 高野善兵衛君
１６番 佐藤喜三郎君		

２．欠席議員は、次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	総務課長	仲江泰宏君
企画財政課長	菅野浩市郎君	町民税務課長	高橋良之君
会計管理者	佐藤修一君	保健福祉課長	佐藤真寿夫君
建設水道課長	沢井一雄君	産業課長	沢口進君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
こども教育課長	佐藤光正君	生涯学習課長	佐藤勝雄君
総務課長補佐	大内彰君		

４．職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

５．会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

陳情の審査結果報告

議案第４８号 平成２３年度川俣町一般会計補正予算（第３号）（質疑・討論・採決）

議案第４９号 平成２３年度川俣町水道事業会計補正予算（第１号）

（質疑・討論・採決）

議案第５０号 平成２３年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第１号）

（質疑・討論・採決）

追加日程

議案第 53 号 川俣町副町長の選任について

発議第 3 号 川俣町議会の議員報酬の特例に関する条例

発議第 4 号 脱原発を宣言し自然エネルギーの開発と普及を求める意見書
所管事務調査について

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後3時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

本日も気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において5番議員 菅野清一君、6番議員 齋藤博美君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、これより常任委員長から陳情の審査結果について報告を行います。

総務文教常任委員長、報告願います。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（遠藤宗弘君） 陳情の審査結果についてご報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、6月27日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
2	別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情	不採択	
3	保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書	不採択	

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第2号「別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は不採択です。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に賛成者の発言はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（佐藤喜三郎君） 起立少数です。

よって、陳情第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第3号「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は不採択です。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に賛成者の発言はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（佐藤喜三郎君） 起立少数です。

よって、陳情第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、産業建設常任委員長報告願います。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三浦浩一君） それでは、産業建設常任委員会の請願の審査結果を報告いたします。

陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された陳情は、6月22日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告をする。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
4	町道、小神秋山線沿い危険箇所改修に関する陳情書	採 択	

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第4号「町道、小神秋山線沿い危険箇所改修に関する陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、議案第48号「平成23年度川俣町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 1 番 高橋です。4 点ほどお聞きしたいんですが、1 つは、15 ページの予防接種助成金 1 4 万 8, 0 0 0 円が計上されているわけでありましたが、これは県外の避難者への助成だというふうにお伺いをしているわけでありましたが、その人数とその対象者、特に自主避難の方も対象になっているのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、19 ページ、ここに教育委員会の関係ですけども、13 番に委託料とスクールバスの運行委託料が 3 1 6 万 6, 0 0 0 円ほど計上されているんですが、これは個人委託するものなのか、会社に委託をするものなのか、スクールバスの委託についてはですね、長年議会でも議論があったところでありますので、会社委託で考えているのか、個人委託で考えているのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、21 ページなんですけども、ここの扶助費で全額これ国庫補助金ですか、国庫補助金で来る、被災児童の就学援助費でございますが、この中の給食費なんですけども、6 6 2 万 7, 0 0 0 円ほど被災児童の方の給食費を無料にするために、国の方の補助金をいただくということになっているわけでありましたが、雑入で給食費の収入は上がってくるわけですけども、雑入を減らさない補助金だけ計上するということは、いただいた後還付するということになるので、そうすると、還付の方の支出予算がないとダブル計上になって、実質は 6 6 2 万 3, 0 0 0 円分が決算の段階で余剰財源として余ることになるんですけども、その辺は頂いてから還付するのか、若しくは最初から免除をして二度手間にならないようにやった方が、保護者の方も大変助かると思うんですが、そういった考え方はないのか、歳入の方での雑入の減がないので、お聞きをしたいと思います。

それから最後ですが、25 ページに公立学校の災害復旧事業費があるんですけども、工事費の 2, 1 5 0 万 7, 0 0 0 円を行うために、工事設計・監理業務委託料 6 4 7 万 6, 0 0 0 円が計上されているというふうな提案の財政課長の説明だったんですけども、設計しなくて工事費が確定して 2, 1 0 0 万円だというふうに上がってくるのは私には理解できないので、なんで同時に上がってくるのか、その辺金額決まっているんなら設計はできているわけだから設計料をあえて払うことはないわけですね。直営でやったかどうか分かりませんが、なんでその同時に上がってくるのかお聞きしたいと思います。

それから、その下の段の 15、工事請負費、私が説明で聞いたのは、中央公民館の音響空調の工事費 1, 2 1 2 万 5, 0 0 0 円だということなんです、これが今度逆に工事設計・監理業務委託料については、今までも上がってませんし、今回も上がってないわけでありますね。上の学校の方は同時に上げてよこす、下の方は工事費だけ上げて設計監理料は上がっていないという、これらどうして設計監理料が後になって工事費が先に上がってくるのかお聞きをしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁申し上げます。

補正予算書 15 ページの一番下の予防接種事業費についての質問でございますけ

れども、この予防接種助成金につきましては、震災により県外への避難者分を保護者へ助成をするもので、償還払いにより助成をいたします。三種混合ワクチン、麻疹、風疹ワクチン、日本脳炎、ＢＣＧの４種類につきましては、それぞれ５人分を計上させていただいたものであります。以上で答弁いたします。

対象者は、三種混合と麻疹、風疹、日本脳炎、ＢＣＧの予防接種該当者になります。自主避難も含めてです。県内は、県の医師会と委託契約に基づいておりますので、それ以外の県外への避難者分につきましては、自主避難、計画的避難含めまして、県外への避難者５名の分につきましては、それぞれ予算を計上させていただいたところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君）　１番　高橋議員の質問に答弁をいたします。

１９ページのスクールバス運行委託料につきましては、これは公募して運転委託業者を決定するいとまがございませんので、今まで委託しておりました会社を引き続き運転の委託をするように考えております。

次に、２１ページの扶助費でございますが、給食費、学用品費ともに、これは準要保護児童生徒の扶助と同じ仕組みでございます。今回の被災児童に関しましては、国から交付金が入るということの仕組みになっておるわけでありますので、一度保護者の方に扶助費をお支払いし、そこから今後、給食費についてはそれぞれ保護者から支払いをいただくようになるものでございます。

次、２５ページの工事費と工事設計料の関係でございますが、これは川俣小学校、川俣中学校とも早急に工事に取りかからなければならないということで、工事設計費並びに監理費につきましては、被害の状況から概算で設計費を積算したものでございます。また、工事費につきましても、参考までに被害状況の調査の事業所から工事費の概算をいただき、それを基に補正予算として計上させていただいたものでございますので、この予算が可決後、早急に設計並びに工事にかかるつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君）　ご質問に答弁いたします。

２５ページであります。工事請負費１，２１２万５，０００円の内訳であります。体育館の音響工事、修繕工事、これは２８３万円、浄化槽が７８万円、中央公民館の事務棟の工事が８５１万５，０００円ということでありまして、それぞれ機械を仕付けるというような工事でありますので、内部の設計監理委託でできるということで、そのような考えで委託料は計上しておりません。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君）　再質問させていただきますが、１９ページのスクールバスの話ですけれども、これは何度となく議会でも議論されて、会社委託でなくて個人委託でやるんだということで、議会の中で議論され、総務委員会でもそのように何回も議

論されて当局の提案が訂正された経緯があるわけですが、いつから業者委託に替わっているんですか。議会ではそれはだめだということで、ずっと言ってきたにもかかわらず、業者さんへ、今までやっていたところに頼むんですという話なんですけど、いつからその業者委託へ変更になっている路線とかバスがあったのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、もう1点、25ページなんですけども、これ川小、川中のプール含めまして647万6,000円の工事設計・監理業務委託料を計上しているわけですよ。設計があって工事費が出てくるのに、今の課長の話だと、どこから見積もらったのか知りませんが、見積りもらったら2,100万円という工事費が出てきてうんぬんかんぬん、という答弁でしたよね。ですから、本来ですと、まずは工事設計・監理業務委託料を予算計上して、工事費が確定した後に文部科学省なら文部科学省の査定を受けてこの工事費が確定をしてくるものだと私は理解するし、通常町の業務はそうになっているわけでありますから、災害であれ何であれ業務の流れとしては同じですよ。ですから、工事費と設計監理委託料が両方一緒に出てくるということは基本的にあり得ないし、工事監理設計委託料を600万円ということであれば、町として委託設計というのができているはずなんですけど、その委託設計というのは設計料に対する委託設計書はあるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 1番 高橋議員のご質問でございますが、まず、スクールバスの件に関しましては、先ほど申しましたとおり、個人の事業所に委託するための公募する時間のいとまがございましたので、今回は会社の方に委託しておりますが、今後、改めまして会社委託か個人委託かにつきましては、見直しも必要なものというふうに思っております。

また、25ページの設計があって工事の金額となるというのは、議員ご指摘のとおりと思っております。でございます。この件に関しましては、県の方とも打ち合わせをしまして、指令前着工を認めるので、早急に工事に取りかかるように、ということで、文科省の査定というのは査定の前に着工することが認められております。したがって、工事の設計業務に関する積算の計算も20人で、1日2万6,200円の標準単価で計算し、その諸経費を見た計算で、今回の補正予算の計上となったものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） スクールバスの運行委託は、そういうことを聞いたのではなくて、今まで頼んでいた会社に頼みまして、いとまがないからということだったでしょ。ですから、いつから会社委託というのが始まったんですかということを知っているんです私は。だから、今までは個人委託から会社に委託をしたいんだという提案が何年にもわたってあったわけでしょ、教育委員会の方から町当局に。だから、それはだめだということで、議会の方では戻していったわけじゃないですか。それを今回は、先ほど説明したのは、会社に委託してあったので、その会社に緊急事態

なので、そのまま委託をしましたという話ですから。だから、いつから会社に委託するようになったんですかということを私は聞いているんですよ。何年度からそういう会社に委託する業務というのが発生していたんですか。我々議員については、議会については、そういう説明1回も受けていないわけですから、それは今まで議会で議論したものと全く違うことをやっているわけですから、それはいつから発生したのかということを私は聞いているので、きちっと答弁してください。

それから、25ページの件ですけども、指令前着工するということを認められたということと、設計をやって工事費を確定していくという話は全く別な話ですよ。それは。それを一緒に議論したんでは、おかしい話です。指令前着工というのは、国が決定する前に工事はやってもいいですよと、緊急事態だから、それだけの話ですよ。ですから、私が言っているのは、設計があって工事費が確定するんでしょう。設計がまだされていないのに工事費が2,100万円かかるんですというふうに出してくるのがおかしいんじゃないですかということを言っている。それが1つですよ。それから、2つ目は、今の話だと20人掛ける2万6,000円はどう考えたってせいぜい52万円くらいにしかないじゃないですか。食費入れたって倍にしたって100万円にしかないでしょ。647万6,000円という高額の設計委託料を見ているわけじゃないですか、監理費も含むんですけども。だとすれば、それに対する委託設計書はあるんですかということを聞いているんです。2つですよ、だから。設計があって工事費があるんですよ。その順序がごちゃ混ぜだというのは、一緒にやるからいろいろ間違いを起こすのじゃないですかというのが、1つ。2つ目は、647万6,000円という高額の工事設計・監理業務委託料を入札するわけですよ、これ当然。だとすれば、委託設計書というのがあるんですかということを単純に聞いているんです。委託設計書がなかったら、予定価格表を町長も作れないじゃないですか。そのことを聞いているんです。明確にお答えください。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 1番 高橋議員の再々質問にお答え申し上げます。

まず、スクールバスの運行委託に関しまして、いつから会社に委託するようになったのかというご質問でございますが、今までスクールバス7路線走っておりますが、そのうちの1路線は、平成20年9月から会社に1路線は委託して運行をしているものでございます。

それから、25ページの設計があって工事費の予算になるというのは、議員ご指摘のとおりでございます。これに関しましても、先程来申しましたとおり、早急な工事が迫られておりますので、このような形にしたものでありまして、設計業務委託の設計書は、先ほど申しましたのは中学校の設計でございまして、そのほかこの監理といたしましても、11人／日で見えております。それに諸経費があります。川俣小学校の工事設計の業務に関しましても、49人／日の設計がございまして。監理も25人／日の設計を作って、今回の補正予算の計上に当たったものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。予防接種の県外避難者に対する費用だということで今、5名分ということで説明あったんですが、これ私が直接関係しているんでこれ質しておきたいんですが、私が一般質問の中で県外の避難者はどのぐらいなのかということで質したところ、町当局は26世帯の66名だという答弁がなされているんですね。これでもまだ正確にはつかんでないんだと。これは早急につかむ必要があるんじゃないですかということで質していたんですが、これ町当局で例えば26世帯というのは、恐らくこの避難者というのは小さい子どもやなんか抱えている人が主だと思うんですね、私の考えでは。そうすると、26世帯だとしても5名の対応というのは非常に少なすぎるんじゃないかと、県外避難者の分だと。県内は、全部県の医師会で賄うという。これはどういう算定で出されたのか、ちょっと質しておきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁申し上げます。

ただいまの質問は、5名では実数で少ないんじゃないかというお質しでありますけれども、これまで県外の医療機関を受診したいという直接の申し出などもうち方で受けまして、そういったやりとりの中で26世帯という話ではありましたけれども、当面につきましては、5人で4種類のそれぞれの予防接種計上させていただきましたので、当面はこれの中で対応させていただいて、今回の補正予算については、その後、また不足が生じましたらば、また、補正で増額をお願いして対応したい考えでありますけれども、流れといたしましては、本人からの申し出によりまして、うち方でこの予防接種を受けていただく医療機関の方とやりとりを行いまして、町からその医療機関に予防接種についての依頼分を発出しまして対応していただくという流れもございますので、対応につきましては、皆さん希望される方全員につきましてしっかり対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私は、こういう問題があるので一般質問でも取り上げたんですがね。この避難して行っている方やなんかに対しては、積極的にこちらから情報を流していかないと、これは予防接種に対してどういう対応をしいいかとかなんかというのは、なかなかやっぱり理解できない問題なんですよね。だから、せっかく町として26世帯だというのをつかんでいるわけですから、26世帯の中で予防接種を受けている人たちはどのぐらいなのかというのをこれ保健センターで全部つかんでいるんですね。漏れている部分があれば、保健センターなり何なりから積極的に避難先に情報を流して対応すると。たまたま気がついた親御さんが、おらいの子どもの予防接種なじよにしたらよかっぺないと問い合わせがあったのが5件だと。これでは町の対応としては非常にやっぱり生ぬるいんじゃないかと思うんですよ。やはり積極的に、こういうものに対する支援体制をとっていかないと大変だろうということで、あえて私も一般質問の中に盛り込んだわけですが、現にこういう

ことが起こっているとすれば、これは言われたらやりますよではだめだと思うんですね。もっと積極的に町として住民の命と暮らしを守る、特に子育て支援を高らかに掲げている古川町政の下でね、言ってこないのが悪いんだぞいと言うわけにはいかないんじゃないかと思うんで、その対応について再質問させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁を申し上げます。

ただいまの質問でありますけども、お質しのとおりですね、現在、問い合わせにつきましては、1件、1名だけでございますので、今後の分につきましても、ある程度幅をもって今回予算を計上させていただきましたが、お尋ねのとおり、しっかり対象者につきましては把握を行いますとともに、周知徹底を行いまして、積極的に支援して、そういった対応をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、議案第49号「平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第５，議案第５０号「平成２３年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第５０号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで議事日程の追加についておはかりいたします。

議案１件、発議２件、その他１件を本日の日程に追加し議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案１件、発議２件、その他１件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第１，議案第５３号「副町長の選任について」を議題といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第５３号、副町長の選任について、

川俣町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１６２条の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 福島県会津若松市山鹿町１－２６

氏名 永田嗣昭（昭和４１年７月３１日生）

平成２３年６月２８日

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

平成２３年５月３１日付前副町長の退任に伴い、後任の副町長を選任するにあたり、地方自治法の規定により、同意を求める。

説明を申し上げます。

高橋前副町長につきましては、平成２１年３月定例議会において、選任にかかる

議会の同意をいただきまして、平成21年4月1日から4年間の任期で就任していただきましたが、この度家族の介護に専念するため、退職したい旨の申し出がありましたので、これを受理し、平成23年5月31日付をもって退任の運びとなりました。この間、その後任について、庁内での人選はもとより、福島県にも打診をし、広く候補者の選定を検討してまいりましたが、今般、福島県との間で永田嗣昭氏を派遣していただけることで協議が整いましたので、この人事案件につきまして、ご同意をお願いするものでございます。

永田さんは、昭和41年生まれで44歳。南相馬市出身で原町高校から福島大学経済学部を卒業され、平成元年4月1日、福島県職員となられました。平成元年4月に県職員となられ、福島商工労政事務所をかわきりに中央児童相談所、情報管理課、いわき地方振興局企画振興部地域振興課、東京事務所行政課、企画調整部企画調整室、同じく企画調整総務領域、総務部人事グループ、人事課、そして文化スポーツ局文化振興課を勤務され、平成22年4月から今日まで、会津地方振興局企画商工部副部長を務められておられました。この間、労働行政、商工行政、児童福祉のケースワーク、情報管理システム運営、選挙など、幅広く行政の各分野の業務にかかわり、東京事務所在職中は、文部科学省、経済産業省を担当として、その任務に当たってこられました。また、企画調整部企画調整室在職中の平成14年4月から平成16年3月までの2年間は、財団法人地域創造に出向され、創造性豊かな地域づくりを目指し、本県のみならず全国自治体の文化芸術の振興に努められたところであります。また、平成16年4月から平成21年3月までの5年間は、総務部人事課領域人事グループ、人事創出人事課に勤務され、福島県の行財政改革、組織機構改革に中心的な役割を担ってこられました。福島第一原発事故による山木屋地区の計画的避難という課題を抱えながら、原子力被災対策、震災対策、復興対策に当たらなければならないという、町始まって以来の難局の下、町の早期の復旧、復興を果たすとともに、より一層の町政進展を図るべく地域共生社会の構築、地域振興基盤の充実等の施策を推進し、第5次川俣町振興計画における「元気いっぱい、笑顔いっぱいの町かわまた」まちづくりのため、今日まで培ってこられた経験豊富な識見の下で政策形成と管理能力を遺憾なく発揮していただき、副町長として川俣町発展のため、ご尽力いただけるものと確信しております。

任期は、平成23年7月1日からの4年間でございます。選任いただきますようどうぞよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここでただいま全会一致で同意されました永田嗣昭様からごあいさつをいただきたいと存じます。

○（永田嗣昭君） ただいま副町長の選任につきまして、ご同意いただきました永田嗣昭と申します。このたび副町長の大任を仰せつかりまして、非常に重要な重責を担っておりまして、今後とも一生懸命頑張りたいと思います。古川町長の補佐をし、町政の発展を目指し、微力ではありますが、誠心誠意力の限り努力することを誓います。どうか議員の皆様にもご指導、ご鞭撻をお願いしまして、簡単ではございますが、あいさつといたします。よろしくお願いします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、追加日程第2，発議第3号「川俣町議会の議員報酬の特例に関する条例」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 10番 黒沢です。朗読をもって説明に代えます。

川俣町議会の議員報酬の特例に関する条例

川俣町議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額、平成23年7月1日から特例選挙期日の前日までの間において、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和51年川俣町条例第21号）第2条の規定にかかわらず、その者に対応する同条例別表に掲げる議員報酬月額から当該報酬月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表に掲げる議員報酬月額とする。

附 則

この条例は、平成23年7月2日から施行する。

ただいまの議員報酬につきましては、議長が33万8,000円、副議長が25万4,000円、一般議員が22万8,000円でございます。その中から7月1日から仮に24年の3月といたしますと、9か月となります。そうすると、340万5,000円が減額となります。この使い道については、先の質問にもあったように、多岐にわたっておりますので、私の考えも含め、町に一任したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

鳴原利光君。

- 3 番（鳴原利光君） 3 番 鳴原であります。ただいま提出されました議会議員の特
別報酬に関する条例であります。私は 4 年前、議場に立たせていただいたとき
に 5 % の削減を提出されて、私も賛成した経験がございます。ただ、今回は、特例
選挙期間中だから削減しろというような条例の改正案で提出されたわけですが、議
員の今の特例任期を選挙の期日を延びたというのは、決して我々の責任ではござい
ません。原発事故の東電はじめ、原発事故によって東電・国の責任で、我々は特例
選挙期間が今、延びているわけでございます。そういう中で、我々もこれ作業服を
着ながら、あとは線量計を下げながら議会を活動しているわけでございます。まだ
まだ削減する問題より、議員としてやるべきことがまだまだ多数あると私は考えて
おります。まず、この条例改正案ですが、山木屋地区の計画地域で仮設住宅に 26
日から入っております。まだまだ川俣町の町民は、不安な生活の中で生活している
わけです。この改正案ですね、私は原発事故が収束してからでも遅くないんでない
かと思う次第でございます。よって、私は、反対をいたします。

- 議長（佐藤喜三郎君） 次に、賛成者の発言はありませんか。

（「なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） それでは、反対者の発言はありませんか。

高橋道弘君。

- 1 番（高橋道弘君） 私も 1 期目で最初この議場に立たせていただいたときに、議員
報酬 5 % 削減の賛成をした経緯がございますが、今回のこの議会議員の特例に関す
る条例については、ただいまの提案者の説明においては、減額する趣旨が全く提案
されておられません。議会にご承知のとおり、昨年、特別委員会を作って議会改革の
ために議論を重ねてまいりました。その中で議員の定数、議員の報酬については、
議員の身分に係わる重要問題であるということで、皆さんご承知のと通りの報告が
出され、これからも議会制民主主義が発展をしていくためには、議員の身分は保障
されなければいけない、そういった報告がされているわけでありまして。そういった
中で、今回の減額をする提案は、そういった昨年の約半年間にわたる議会改革特別
委員会の議論の趣旨が、どこにも反映されていないわけでありまして、更には、今
回の震災なり、あるいは原発事故の状況をもってしても、我々議員は、正に町の復
興なり、あるいは計画避難をされました山木屋地区の皆さん、そして、避難はして
いないけれども、日々放射能におびえて暮らしている町民の方々の安全と安心を確
立するために、多くの分野で昼夜を問わず、活動する場所があるわけでありまして。
そういった中で、単に減額だけして 340 万 5,000 円の使い道を町長に一任す
るだけでは、町民の負託にこたえられるものではないと思います。今こそ我々議員
は町民の立場に立って、川俣町の今のこの被災をされている状況を少しでも町民の
皆さんに安全、安心に暮らしていただけるための諸制度を作っていくこと、そして、
復興計画が作成されたならば、町当局と一緒に知恵を出し合って、金も出し

合って復興に当たるのが筋だと思いますので、今の段階での時期尚早の議員の減額の提案には、反対するものであります。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、賛成者の討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（佐藤喜三郎君） はい、着席願います。起立少数です。

よって、本案は、否決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第3，発議第4号「脱原発を宣言し自然エネルギーの開発と普及を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 脱原発を宣言し自然エネルギーの開発と普及を求める意見書
去る3月11日に発生した東日本大震災によって、福島第一原発が重大な事故を起こしてから3か月以上になるが、事態がいまだ収束の目処が立っていないばかりか、放射性物質の拡散が続き深刻である。

また本町の「山木屋地区」が「計画的避難区域」となり、避難にあたってはさまざまな困難をきたし、町内全域においても強い不安を抱えている状況にある。このような深刻な事態を引き起こした最大の要因は、これまでの政権党が「日本の原発は安全である」と、その建設を続けてきたことが挙げられる。

この重大事故から国民の命と暮らしを守り、未来に向かって希望が持てる国にしていくために、政府は原発から撤退すべきである。世界では既に原発から太陽光をはじめ、風力、火力、湖水力、バイオマスなど自然エネルギーへの転換が図られているが、日本のエネルギー政策は大きく立ち遅れている。

世界有数の地震国日本は、原発の立地条件が悪く、また原発技術は未完成で危険なうえ、放射性廃棄物の処理方法がまったく確立していないなど問題点が多いため、政府は現状を厳粛に受け止め、「脱原発宣言」を国内外に宣言し、自然エネルギー社会への移行に全力を上げるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

内閣総理大臣 菅 直人 様

衆議院議長 横路孝弘 様

参議院議長 西岡武夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、追加日程第４，所管事務調査について、議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま議会事務局長が朗読のとおり、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長、厚生常任委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。

おはかりいたします。

所管事務調査については、各常任委員長から通知のとおり実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から通知のとおり、実施されることに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期７日間にわたり慎重に審議いただき、誠にご苦労様でした。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成２３年度第６回川俣町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労様でした。 （午後３時１６分）

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第 2 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 6 号 寄附採納報告
- 報告第 7 号 平成 22 年度川俣町繰越明許費の繰越しの報告について（一般会計）
- 報告第 8 号 平成 22 年度川俣町事故繰越しの報告について（一般会計）
- 議案第 48 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 49 号 平成 23 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 50 号 平成 23 年度川俣町飯坂財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 51 号 川俣町監査委員の選任について
- 議案第 52 号 川俣町情報公開審査会委員の任命について
- 議案第 53 号 川俣町副町長の選任について
- 発議第 3 号 川俣町議会の議員報酬の特例に関する条例
- 発議第 4 号 脱原発を宣言し自然エネルギーの開発と普及を求める意見書
所管事務調査について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 菅野清一

同 署名議員 齋藤博美